

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(8) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係</p> <p>③ 規則第 234 条第 1 項第 1 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）について、以下の点に留意しているか。ア. 生命保険会社は、生命保険募集人、保険仲立人及び金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金融サービス提供法」という。）第 11 条第 6 項に規定する金融サービス仲介業者をいい、保険媒介業務（同条第 3 項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）（以下、Ⅱ-4-2-2(8)③において「生命保険募集人等」という。）に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした自己契約等の保険募集及び保険媒介業務を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。</p> <p>Ⅱ-4-4 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-4-4-1 <u>顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービス提供法第 2 条）</u></p> <p>(1) <u>主な着眼点</u></p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(8) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係</p> <p>③ 規則第 234 条第 1 項第 1 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）について、以下の点に留意しているか。ア. 生命保険会社は、生命保険募集人、保険仲立人及び金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 11 条第 6 項に規定する金融サービス仲介業者をいい、保険媒介業務（同条第 3 項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）（以下、Ⅱ-4-2-2(8)③において「生命保険募集人等」という。）に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした自己契約等の保険募集及び保険媒介業務を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。</p> <p>Ⅱ-4-4 顧客保護等</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正案	現 行
<p><u>保険会社が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、保険会社が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。また、保険募集人についても上記に準じて検証することとする。</u></p> <p>(2) <u>監督手法・対応</u></p> <p><u>日常の監督事務や、不祥事件届出書等を通じて把握された保険会社の誠実・公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第128条の規定に基づく報告を求めることを通じて、保険会社における自主的な業務改善状況を把握することとする。保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第132条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第133条の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。また、保険募集人についても上記に準じて必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>II-4-4-2 顧客に対する説明責任、適合性原則 [略]</p>	<p>II-4-4-1 顧客に対する説明責任、適合性原則 [同左]</p>

改正案	現 行
II-4-4-2-1 顧客保護を図るための留意点 (1)～(7) [略]	II-4-4-1-1 顧客保護を図るための留意点 (1)～(7) [同左]
II-4-4-2-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 (1)～(15) [略]	II-4-4-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 (1)～(15) [同左]
II-4-4-2-3 特定保険契約における適合性原則 [略] (1)～(5) [略]	II-4-4-1-3 特定保険契約における適合性原則 [同左] (1)～(5) [同左]
II-4-4-3 保険金等支払管理態勢 (1)～(3) [略]	II-4-4-2 保険金等支払管理態勢 (1)～(3) [同左]